

常磐自動車道浪江 I C 以北開通に伴う
帰還困難区域の特別通過交通制度におけるルートの追加について

平成 26 年 12 月 4 日（木）
原子力災害現地対策本部
原子力被災者生活支援チーム

1. 概要

- ・平成 26 年 12 月 6 日（土）に常磐自動車道浪江 I C 以北の供用が開始されることに伴い、一部、浪江町内の帰還困難区域を通過することから、帰還困難区域の特別通過交通制度を改定し、同制度の対象ルートに「常磐自動車道（常磐自動車道の帰還困難区域北端－浪江 I C）」及び「国道 114 号（浪江 I C－旧室原ゲート）」を追加することとしました。
- ・同区間については、通行証の所持・確認を要せずに通過することができます。

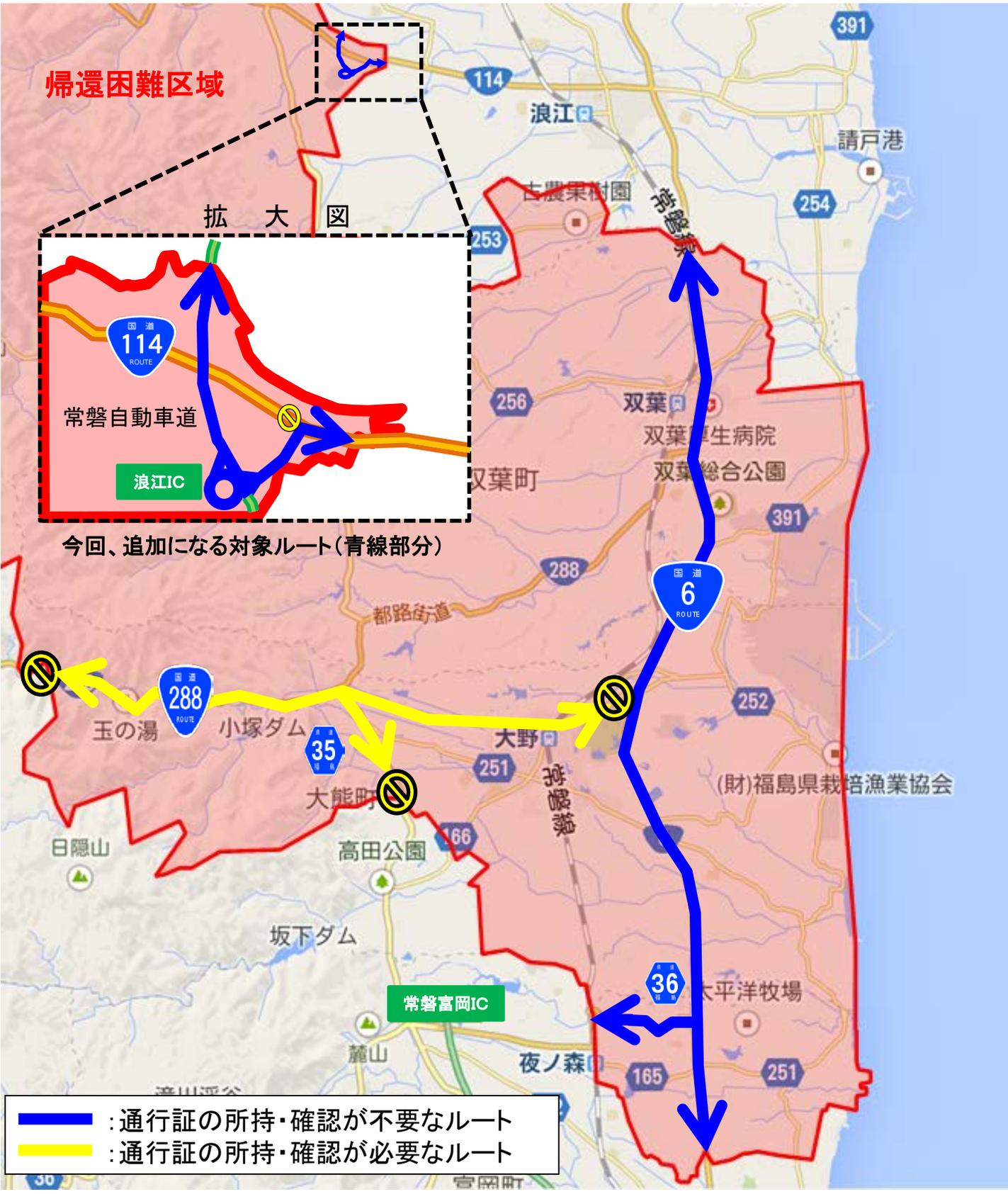
2. 今後の予定

- ・平成 26 年 12 月 6 日（土） 帰還困難区域の特別通過交通制度の改定

3. 参考資料

- ・別紙参照

常磐自動車道浪江IC以北開通に伴う帰還困難区域の特別通過交通制度におけるルート追加について



帰還困難区域の特別通過交通について

平成 24 年 12 月 14 日

平成 25 年 6 月 3 日改定

平成 26 年 1 月 1 日改定

平成 26 年 2 月 22 日改定

平成 26 年 9 月 15 日改定

平成 26 年 12 月 6 日改定

帰還困難区域の特別通過交通に関する関係市町村会議

原子力災害現地対策本部

福島県

田村市

南相馬市

川俣町

広野町

楡葉町

富岡町

川内村

大熊町

双葉町

浪江町

葛尾村

飯舘村

今回の申し合わせに参加する関係市町村等の復旧・復興の推進を図るため、関係市町村等は、帰還困難区域の特別通過交通に関する関係市町村会議を設置し、帰還困難区域が設定されている市町村、旧警戒区域の市町村等関係市町村において、復旧・復興に資する用務等がある場合には、防犯対策等所要の措置を講じつつ、帰還困難区域内の主要幹線道路の通過を認める枠組みについて協議を行ったところであり、協議の結果については、別紙のとおり申し合わせる。

また、関係市町村等及び帰還困難区域の特別通過交通に係る申請者においては、別紙に示す事項に従って、帰還困難区域を通過交通するとともに、被災市町村の復旧、復興に努めることとする。

帰還困難区域の特別通過交通に関する申し合わせ

1. 本申し合わせの参加者

原子力災害現地対策本部、福島県及び関係市町村^(※1)とする。

(※1) 旧緊急時避難準備区域に該当する市町村又は避難指示区域に該当する市町村を指し、具体的には、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村の12市町村をいう。

2. 基本的な枠組み

帰還困難区域に立ち入るためには、帰還困難区域の公益立入り制度では、帰還困難区域が設定されている市町村（以下、「帰還困難区域市町村」という。）^(※2)が認める必要があるところ、本申し合わせをもって、帰還困難区域市町村は、要件に合致する案件につき予め認める枠組を設定するものとする。

(※2) 平成25年6月3日時点において、南相馬市、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村が該当。

3. 対象ルートの区分

	対象ルート（注1）	地点	入域可能時間	対象者及び対象ケース	通行証及びステッカーの要否
[A] 通行証不要の対象ルート（4.～7.の適用なし）					
(1)	国道6号／国道6号～県道36号	浪江フローラ前 －富岡消防署前 ／浪江フローラ前 －大菅ゲート	制限なし	制限なし （自動二輪、原動機付自転車、軽車両及び歩行者を除く）	不要
(2)	常磐自動車道（注2）	常磐自動車道の帰還困難区域北端－浪江IC	制限なし	制限なし （高速自動車国道法の定めるところによる）	不要
(3)	国道114号	浪江IC－旧室原ゲート	制限なし	制限なし （原動機付自転車、軽車両及び歩行者を除く）	不要
[B] 通行証が必要な対象ルート（4.～7.の適用あり）					
(4)	町道東15号～県道252号～町道西13号～町道西9号～町道西20号～県道35号～国道288号	スポーツセンター前－中屋敷ゲート	5:00～ 19:00 （注3）	制限あり （後述（4.）） （自動二輪、原動機付自転車、軽車両及び歩行者を除く）	要 （後述（5. 及び6.））
(5)	県道35号～国道288号	野上橋ゲート－中屋敷ゲート			
(6)	町道東15号～県道252号～町道西13号～町道西9号～町道西20号～県道35号	スポーツセンター前－野上橋ゲート			

（注1）対象ルート以外のルートの通行は、緊急事態（例：申請書に記載した道路状況が突然の自然災害等により悪化し、やむを得ず当該道路以外の道路を通行する場合）を除き認められない。

（注2）後掲8. について、適用しない。

（注3）19:00を最終入域時間とし、合理的な時間内に遅滞なく退域とする。

4. 対象者及び対象ケース

(1) 関係市町村等の職員：公務目的で3.(4)～(6)に掲げられたルート（以下「特定幹線ルート」という。）を通行する場合

(2) インフラ復旧事業者等：関係市町村においてインフラ復旧事業者等復旧・復興に資する事業に従事する者^(※3)が、特定幹線ルートを通行する場合

(※3) 「重要な生活基盤の点検・整備のために警戒区域に立ち入る際の許可方針について」（平成23年12月23日改訂原子力災害現地対策本部公益一時立入りチーム）別添1に示された「重要な生活基盤の例」（参考資料1（HP掲載略））の整備等を行う事業者、除染事業者、生活インフラ供給事業者、広域組合等公的機関（委託先又は要請先の事業者を含む）など。

(3) 関係市町村の住民：通院、通勤等の目的で特定幹線ルートを通過する必要があると当該市町村が認める場合^(※4)

(※4) 例：郡山市に避難している富岡町の住民が、南相馬市に通院するため特定幹線ルートを通過する場合

(4) 一般住民を対象とした立入り制度を有しない市町村^(※5)の住民：住民の帰還（催事への参加や墓参等）のため特定幹線ルートを通過する必要があると当該市町村が認める場合^(※6)、又は、一般住民を対象とした立入り制度を有する市町村^(※7)の住民の催事への参加や墓参等（一時帰宅を除く）のため特定幹線ルートを通過する必要があると当該市町村が認める場合

(※5) 具体的には、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、川内村の6市町村

(※6) 例：郡山市に避難している檜葉町の住民が、檜葉町に催事への参加のため特定幹線ルートを通行する場合

(※7) 具体的には、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村の6町村

5. 対象者ごとの通行証の発行者

(1) 関係市町村等の職員（4.（1））：当該市町村等が自ら通行証を発行する。^(※8)

(2) インフラ復旧事業者等（4.（2））：用務が実施される市町村が発行する。^(※9)

① 公益立入りでは、事業者等が帰還困難区域に立ち入りたい場合、帰還困難区域市町村において、公益目的用務を実施するという前提の下、当該市町村で通行証の発行がなされているところ。

② これを踏まえ、インフラ復旧事業者等が帰還困難区域を通過したい場合、関係市町村において、復旧・復興に資する事業を実施するという前提の下、当該関係市町村等において、通行証を発行する。

(※8) 関係市町村以外で事業を実施する場合は対象としない。

(※9) 用務先が事業者の所在地と同じ場合（往復交通）は対象に含む（例：帰還困難区域を通過した先で物品を購入し、事業者の所在地で当該物品を用いてインフラ復旧事業等を行う場合など）。

③ また、関係市町村等は、通行証の申請の審査等に関して、相互に密接に協力するものとする^(※10)

(※10) 例：事業者の所在する市町村は、審査を行う関係市町村等と可能な範囲で情報提供を行うなど

④ 申請者は、事業者等（原則、事業所単位）とし、通行する車両及び乗車する者を登録することとする。

(3) 住民（4.（3）及び（4））：所属する関係市町村が通行証を発行する。

6. 通行証の発行手続き等

(1) 申請様式については、資料2（HP掲載略）のとおりとする。

(2) 通行証の有効期間は、次のとおりとする。

① 関係市町村等の職員の通過交通：所要日数

② インフラ復旧事業者等：最長6か月

③ 住民：最長6か月^(※11)

(※11) 一般住民を対象とした立入り制度を有する市町村が、催事への参加や墓参等（一時帰宅を除く）を認める場合は、所要日数（原則1日）とする。

(3) 帰還困難区域の道路状況を踏まえ、関係市町村等は、申請者に対して、帰還困難区域の道路を通行する際のリスク（県が管理する道路の維持管理が不十分であること等）について周知する（参考資料2参照（HP掲載略））。

(4) 帰還困難区域を通行する場合、通行証、本人であることを確認できる書類（同乗者を含む）、申請書の写しを携行しなければならない（携行しない場合は通行できない）。

7. 防犯対策

(1) ステッカーの貼り付け

通過交通する車両については、国が用意するステッカー（参考資料3（HP掲載略））を車体の側面等、外形的に判別可能な場所に貼る（視界を遮る場所には貼らないこと）。ステッカーの発行・管理については、参考資料4（HP掲載略）のステッカー管理要領に基づき適切に行う。

なお、関係市町村等は、有効期間が終了したステッカーを回収するものとする。

(2) 誓約書の提出

インフラ復旧事業者等は、通行証の申請にあたって、関係市町村等に対して申請書とあわせて誓約書（資料3（HP掲載略））を提出するものとする。

(3) 注意事項の遵守

住民は、通行証の申請にあたって、注意事項（資料4（HP掲載略））を確認し、関係市町村に対して申請書を提出するものとする。

(4) 違反に対する措置

通過交通の遵守事項（誓約書又は注意事項の記載内容）から逸脱する行動がとられ、関係市町村等に連絡があった場合（警察官、見回り隊等からの通報など）、関係市町村等は速やかに確認し、違反が認められた場合、ルールの徹底等の観点から、通行証の即時停止及び所要の期間の通行証発給停止^(※12)を行う（なお、帰還困難区域を迂回することは可能である）（参考資料6参照（HP掲載略））。

また、通行証発給停止期間については、1回目の違反：2週間、2回目の違反：1ヶ月・・・を基準とする。

(※12) 通行証の発給停止の対象は、インフラ復旧事業者等であれば、申請者（原則、事業所単位）及び申請者に属する従業員、車両を含むものとし、住民であれば申請者及び違反者本人、車両を含むものとする。

(5) 調査

関係市町村等は、必要に応じて、申請書類の内容について実態調査を行い、必要な是正措置をとる（終了事業に関する通行証停止措置、本申し合わせの要件に合致しない事業者等に対する必要な是正措置等）。

8. スクリーニング

通行者は、参考資料5（HP掲載略）のスクリーニング場等を活用しつつ、自らの責任において適切にスクリーニングを実施することができる。なお、スクリーニングを実施する場合は、帰還困難区域を退出する際に行う。

9. 線量計等及び防護装備

線量計等及び防護装備は、必要に応じて、通行者自らが準備し携行する。

10. その他

- (1) 本件に関して見直しの必要が生じた場合には、関係市町村等が協議し、調整する。
- (2) 本件の実施に関する必要な事項については、関係市町村等で相互に調整の上で、定めることができる。
- (3) 当該枠組みに基づき、通行証を現に発行した関係市町村等は、1か月ごとに、共通のフォーマット（資料6（HP掲載略））を使用し、原子力災害現地対策本部に共有するものとする。具体的な情報共有の流れについては、参考資料6（HP掲載略）の関係機関連絡体制を参照すること。

11. 経過措置

平成26年2月22日付けの「帰還困難区域の特別通過交通について」の本文5.(2)の②～④に規定するルート及び平成26年9月15日付けの「帰還困難区域の特別通過交通について」の本文3.(2)～(4)に規定するルートを対象とする通行証等については、通行証等に記載している有効期間内は効力を有するものとし、改定後の本文3.に規定するいずれの対象ルートも通過可とする。また、入域可能時間については、改定後の本文3.に規定する入域可能時間を読み替えて適用する。